

狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例の一部を改正する条例（案）骨子に対するパブリックコメント及び市民説明会の実施結果について

1. パブリックコメント周知方法

- (1) 広報こまえへの掲載（令和4年11月1日号）
- (2) 市公式ホームページへの掲載（令和4年11月1日～11月30日）
- (3) 企画財政部政策室での供覧

2. パブリックコメント提出方法

- (1) 政策室への書面による提出
- (2) 郵便による送付
- (3) ファクシミリによる送信
- (4) 電子メールによる送信
- (5) LoGo フォームによる送信

3. 実施期間

令和4年11月1日～11月30日

4. 提出できる者の範囲

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する者
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者

5. 提出数

提出者人数 16人

提出意見数 29件（1通の御意見を内容に応じて、各項目に分類）

6. 市民説明会の開催結果

令和4年11月12日（土） 参加者9人

令和4年11月14日（月） 参加者12人

柏江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例改正素案に対するパブリックコメントの意見の概要及び回答（案）

※ 1通の御意見を内容に応じて、各項目に分類しています。

No.	項目	意見の概要	回答
1	第2条 市民協働の定義	柏江市市民参加と市民協働に関する審議会（以下「審議会」という。）で協議された結果であることや社会課題が複雑化していく時代に合わせて、それぞれの立場で互いに知見を共有し、行動していく社会像を条例として定義するもの理解し、改正案に賛成する。ただし、民間事業者により営利活動に利用されないための歯止めの表現は入れる必要があると思う。	
2	第2条 市民協働の定義	条例改正によって、市民参加と協働の広がりを期待する。第2条（7）事業者「営利を目的とする事業を行う法人又は個人」について、追加することには賛同します。ただし、言葉の使い方として「営利を目的とする個人事業主」のほうが、誤解を招かないと考える。	事業者が地域の課題解決や地域貢献の取組への賛同の意思を持って、公益的活動に参加する様々な主体の一つとして市や団体と連携、協働するよう「市民公益活動」（第2条第5号）の条文に「市民、団体及び事業者が行う活動で、営利を目的としないもの」という規定を加えます。
3	第2条 市民協働の定義	第2条への「事業者」の插入は必要ない。市民参加のための条例であり「営利を目的とする事業を行う法人又は個人」を入れることは、市の行政が営利目的のために利用される危険があり、そこには行政活動等に贈収賄などが発生する危険がある。	また、「事業者の責務」として、「地域社会の一員として、市民公益活動の重要性を理解し、市民協働によるまちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする。」という条文を加えます。
4	第2条 市民協働の定義	市民協働の主体に事業者を入れてしまうと、本来は公益活動を行わなければならぬのに、営利目的の事業に変質するおそれがある。事業者に対する適切な対応は市には全く望めない。	
5	第2条 市民協働の定義	変更する必要性は感じられない。東京オリンピックのような不正が行われないか。	
6	第2条 市民協働の定義	改正する必要はないと考える。市民公益活動を行う場合、そこに事業者（営利を目的とする事業を行う法人または個人）の参加を認めたら、汚職の温床を作る危険性が大いにあると考える。	
7	第2条 市民協働の定義	審議会答申の「定義の整理」として、「市民協働の相手方は、市と「団体」としているが、現在でも個人、企業等他の主体とも協働しており」と記述しています。本条例に基づいての協働なら、本条例違反を審議会が堂々と追認していることになりますが、どうなっているのでしょうか。 改定案（骨子）は極めて安易に市民個人や営利目的の事業者を参入させようとしている。営利目的の企業が社会貢献の一つだと言って「公益事業」を行っても、真っ先に思い浮かぶのは「宣伝活動」、次には企業利益につながる「営業活動」、そして「営利目的の事業化」が想定されるのであるのに、なぜ、今企業参入が必要なのか。	市では事業者と各種協定を締結し、それに基づき様々なまちづくりに関わる取組に御協力をいただいているが、本条例で規制、制限等をしているものではなく、違反するものではありません。 市民協働の対象を団体に限らず、様々な主体の一つとして市民や事業者にも広げるとともに、市との関係に限らず、各主体が連携、協働することも市民協働の定義に含めることにより、まちづくりの主体である市民をはじめ、地域を支える様々な主体がお互いに連携・協働し、地域の課題解決等に取り組むことにより、市民参加、市民協働によるまちづくりをより一層推進するものです。 また、事業者が地域の課題解決や地域貢献の取組への賛同の意思を持って、公益的活動に参加する様々な主体の一つとして市や団体と連携、協働するよう「市民公益活動」（第2条第5号）の条文に「市民、団体及び事業者が行う活動で、営利を目的としないもの」という規定を加えるとともに、「事業者の責務」として、「地域社会の一員として、市民公益活動の重要性を理解し、市民協働によるまちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする。」という条文を加えます。

No.	項目	意見の概要	回答
8	第2条 市民協働の定義	本条例は「市民公益活動を自主的に行う様々な団体と行政組織が対等な立場で」（以上前文）とうたっていますが、「改正」案は市民協働に「事業者 営利を目的とする事業を行う法人又は個人」を加えようとしている。条例が想定している団体はNPOつまり非営利団体であり、「事業者」は条例の精神と相入れないのではないか。市は公共事業の発注なので「善意」に頼らない歯止めが必要ではないか？	
9	第2条 市民協働の定義	今回の改定案では、「事業者」が参加できるようになっているが、「市民参加と市民協働」に参加する団体や個人に、営利目的の「事業者」を入れることは、「市民参加と市民協働」の精神に反すると思う。この条項を撤回することを要求する。	市民協働の対象を団体に限らず、様々な主体の一つとして市民や事業者にも広げるとともに、市との関係に限らず、各主体が連携、協働することも市民協働の定義に含めることにより、まちづくりの主体である市民をはじめ、地域を支える様々な主体がお互いに連携・協働し、地域の課題解決等に取り組むことにより、市民参加、市民協働によるまちづくりをより一層推進するものです。
10	第2条 市民協働の定義	第2条に市民、事業者を加えることには反対する。事業者は情報量やノウハウにおいてこれまで規定されていた市民公益活動を行う団体とは格段に影響力の大きさに差があると思われ、対等な立場で協働していくのは難しいのではないか。市民が望んでいること、役立つことを行政と力を合わせて実現していくために市民であっても様々な不安定さを抱える個人としてではなく、きちんとした条件を備えた「市民公益活動を行う団体」と規定してきたことを覆すのは条例の趣旨を覆してしまうことになる。しかもこれまでの実績で何か不都合があったわけではないということであれば、わざわざ不安要素を呼び込むような「改正」を行う必要は無いはずである。行政と事業者の関わり方は様々な形があり得ると思うが、現にこれまでもいくつもの事業が実行されている実績があるのならあえて「市民協働」の条例に改めて位置づけをする必要は無いと思う。	また、事業者が地域の課題解決や地域貢献の取組への賛同の意思を持つて、公益的活動に参加する様々な主体の一つとして市や団体と連携、協働するよう「市民公益活動」（第2条第5号）の条文について、「市民、団体及び事業者が行う活動で、営利を目的としないもの」という規定を加えるとともに、「事業者の責務」として、「地域社会の一員として、市民公益活動の重要性を理解し、市民協働によるまちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする。」という条文を加えます。
11	第2条 市民協働の定義	「事業者」を「市民協働」の定義に加える趣旨について、よりよいまちづくりに向けて地方自治体と民間企業との「官民連携」が推進されるべきであることに異論はないが、その手段としては、PFI法に基づく民間事業者からの事業提案や、官民連携での実証実験の実施等、「市民協働」とは異なる文脈や法的根拠において推進しうるものであると思われる。本改正案で「市民協働」の文脈において「事業者」を盛り込む必然性がどこにあるのか、また、他の枠組みにおいて官民連携を推進する余地はないのか、より丁寧な説明を求めたい。	本改正案では、まちづくりの主体である市民をはじめ、地域を支える様々な主体の一つとして事業者も含め、お互いに連携・協働し、地域の課題解決等に取り組むことにより、市民参加、市民協働によるまちづくりをより一層推進するものです。官民連携には、PFI等の公共事業として発注し実施するものと、本条例改正案の趣旨を踏まえた市民協働として実施するものなどがありますが、それぞれ事業の性質等に応じて、行政サービスとして適当な手法を検討し、実施してまいります。

No.	項目	意見の概要	回答
12	第2条 市民協働の定義	「市民協働」の定義における「市民公益活動」の表記について、No.11を踏まえた上で、他自治体でも市民協働に関する条例において多様な主体との連携を推進するため「事業者」を市民協働の対象に含めている例があることは理解している。ただし、その例の一部を取り上げても、たとえば浜松市の市民協働推進条例においては、「市民活動」を「市民及び事業者が自主的に参加して自発的に行う営利を目的としない活動であって社会貢献性を持つもの」と定義している。あるいは、「市民等」に「法人」を含む横浜市の市民協働条例では、「市民公益活動」を「市民等が行う公共的又は公益的な活動」と定義している。改正案では、「市民協働」の定義において、「市民等」を「市民、市民公益活動を行う団体、事業者」とし、「市民公益活動」の担い手を現行の「市民公益活動を行う団体」のみに想定しているように読み取ることができる。「事業者」を本改正において盛り込むのであれば、その「事業者」を含む「市民等」のすべての主体が「市民公益活動」を行うことを「市民協働」の定義とすべきであって、本改正案における表記には違和感を覚える。	市民公益活動の担い手を団体のみに限定するものではないため、「市民公益活動を行う市民、団体及び事業者（以下「市民等」という。）」とともに、「市民公益活動」の条文も市民、団体及び事業者が行う活動で、営利を目的としないものとして改めます。 また、事業者が地域の課題解決や地域貢献の取組への賛同の意思を持って、公益的活動に参加する様々な主体の一つとして市や団体と連携、協働するよう「市民公益活動」（第2条第5号）の条文に「市民、団体及び事業者が行う活動で、営利を目的としないもの」という規定を加えます。また、「事業者の責務」として、「地域社会の一員として、市民公益活動の重要性を理解し、市民協働によるまちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする。」という条文を加えます。
13	第2条 市民協働の定義	条例改定案について、反対する。第1は、市民協働の対象に「営利を目的とする事業」者を加え、基本条例の「否定」になる。第2は、改定案にあたって、どのくらい審議されたか疑問である。第3は、市役所の中で、どれだけガバナンス機能があるのか心配である。	令和3年6月に市民参加と市民協働の推進の検討と改善に関する事項として審議会に諮問し、条例や条例に基づく制度等の検証、改善策等の検討をしていただき、その答申を踏まえて改正するものであり、現行の本条例を否定しているものではなく、その取組を更に推進するために条例改正をするものです。
14	第2条 市民協働の定義	市民協働の対象（行政とのパートナー）として「市民公益活動を行う団体」から「市民」（個人）及び「事業者」（営利を目的とする事業を行う法人又は個人）に拡大する必要性はないと考える。 変更する理由として「協働の幅を広げる」ということであったが、この条例は前文で、「まちの主体である市民が…市の行う活動に積極的に参加するとともに、市民公益活動を自主的に行うさまざまな団体と行政組織が対等な立場でまちの発展のために取り組むことが求められます」と宣言しており、この趣旨に添わない。五輪汚職（捜査中）の例に見るよう営利企業の参入はリスクが大きく、市民個人の参入は継続性、安定性の面から懸念があると考える。	前文についても条例改正に合わせて改正する部分もありますが、その趣旨が大きく変わるものではありません。 また、事業者が地域の課題解決や地域貢献の取組への賛同の意思を持って、公益的活動に参加する様々な主体の一つとして市や団体と連携、協働するよう「市民公益活動」（第2条第5号）の条文に「市民、団体及び事業者が行う活動で、営利を目的としないもの」という規定を加えるとともに、「事業者の責務」として、「地域社会の一員として、市民公益活動の重要性を理解し、市民協働によるまちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする。」という条文を加えます。
15	第28条 登録制	第28条の登録制は存続させてください。市民活動支援センターで団体登録はしているのでそれでよい、ということのようですが、市のお金を使って活動を行う団体としてはきちんとした信頼性を担保できる基準を定めてそれを登録しておくことは必要だと思う。	第28条に基づく団体の登録が市民公益活動事業補助金や市民提案型及び行政提案型市民協働事業を申請する場合に限定されていることから、条例に規定するのではなく市民公益活動事業補助金や市民提案型及び行政提案型市民協働事業のそれぞれの要綱で、申請に必要な書類の一つとして規定し、提出を求めることとします。
16	第28条 登録制	第28条（登録制）の削除について、「助成金を交付している他の条例でカバーできる」旨、説明があつたがが、条例の対象や内容が異なること、宗教団体などが別の名を名乗っている勧誘活動することが問題になっていますが、団体の透明性をどう担保するのか？	
17	第28条 登録制	第28条の廃止は、賛成できない。参入団体の性格などは行政としても正確に把握しておく必要がある。	

No.	項目	意見の概要	回答
18	第2条 第28条 市民協働の定義 登録制	<p>改正条例（案）に反対である。狛江市の市民参加と市民協働の推進指針では市民参加を推進するためには、参加する市民が行政の取組について関心を強め、その内容を十分に理解することが必要になります。そのため行政の役割として、市民参加の前提条件となる行政情報を的確に市民に提供するとともに、市民が参加しやすいような多様な仕組を実施することが求められている。市民協働を推進するためには、行政と市民公益活動団体が対等な関係の中で、それぞれの特性を活かしながらともに考え、協力し、同じ目標に向かって取り組む必要があります。また、市民公益活動団体が活動実績を積み、事業の遂行能力を高めることができるよう、その活動を支援し、多様化する市民ニーズに協働して対応できる環境を整えることが求められます。と謳っている。</p> <p>今回の改定は、協働事業に対する応募が減っていることを念頭において行おうとしていると思われるが、市民公益活動団体の支援や環境を整えることをないがしろにして、安易に「市民」「事業者」を加えることにより参入の機会を増やそうとするもので、本末転倒である。</p> <p>また、参入団体の登録規定をなくしてしまう改定は、公共事業の請負の主体である企業を参入させることによって、オリンピックのような贈収賄の懸念をもたらすようなことが起こらないとは限りません。むしろ提案から事業の段階に進む時点で条例か細則で厳しく規定されるべきものである。</p> <p>今の時点で困っていることはないのであれば、なぜ、慌てて改定しようとするのか、全く納得できず、むしろ、基本条例策定時の議論に立ち戻って基本条例の実行にこそ力を注ぐべきだと考える。</p>	<p>市民協働の対象を団体に限らず、様々な主体の一つとして市民や事業者にも広げるとともに、市との関係に限らず、各主体が連携、協働することも市民協働の定義に含めることにより、まちづくりの主体である市民をはじめ、地域を支える様々な主体がお互いに連携・協働し、地域の課題解決等に取り組むことにより、市民参加、市民協働によるまちづくりをより一層推進するために改正するのですが、市民公益活動事業補助金や市民提案型及び行政提案型市民協働事業について、条例改正とは別に、地域におけるまちづくり活動を応援し、団体の自立や成長につなげができる制度となるよう検討します。</p> <p>第28条に基づく団体の登録が市民公益活動事業補助金や市民提案型及び行政提案型市民協働事業を申請する場合に限定されていることから、条例に規定するのではなく市民公益活動事業補助金や市民提案型及び行政提案型市民協働事業のそれぞれの要綱で、申請に必要な書類の一つとして規定し、提出を求めることとします。</p>
19	第2条 第28条 第29条 市民協働の定義 登録制 書類等の公表	<p>第28条の登録制、第29条の書類等の廃止までして、企業の参入をやり易くしているが、なぜ本条例を改定し、企業の参入を促す「協働の幅を広げ」なくてはならないかの説明には全くなっていない。審議会答申によれば、第24条に基づく補助金事業に「一定数の申請があるものの、制度創設時に想定していた「先駆的な活動」「特色ある活動」等を行う活動に該当するものが少なくなっている状況」にあることや、第27条に基づく提案制度について「市民提案型は提案件数が少なく、行政提案型は市から事業を提案しても応募が少ない状況」とあるが、この解決策として、安易に「事業者等」の参入により幅を広げれば良いというものではない。市民公益活動を行っている団体を養成、援助していくこと、これらの団体が活動しやすい環境を整えることを「検討すること」こそが大事なのではないでしょうか。</p>	<p>市民協働の対象を団体に限らず、様々な主体の一つとして市民や事業者にも広げるとともに、市との関係に限らず、各主体が連携、協働することも市民協働の定義に含めることにより、まちづくりの主体である市民をはじめ、地域を支える様々な主体がお互いに連携・協働し、地域の課題解決等に取り組むことにより、市民参加、市民協働によるまちづくりをより一層推進するものです。</p> <p>第28条に基づく団体の登録が市民公益活動事業補助金や市民提案型及び行政提案型市民協働事業を申請する場合に限定されていることから、条例に規定するのではなく市民公益活動事業補助金や市民提案型及び行政提案型市民協働事業のそれぞれの要綱で、申請に必要な書類の一つとして規定し、提出を求めます。なお、同事業は、これまでと同様に改正後も団体を対象としており、事業者が応募できるものではありません。</p> <p>市民公益活動事業補助金や市民提案型及び行政提案型市民協働事業については、条例改正とは別に、地域におけるまちづくり活動を応援し、団体の自立や成長につなげができる制度となるよう検討します。</p>

No.	項目	意見の概要	回答
20	第28条 第29条 登録制 書類等の公表	<p>「登録制（第28条）、書類等の公表（第29条）」の廃止について、3点の懸念がある。</p> <p>①「市民協働事業」に提案することができる組織について、第28条、第29条を完全に削除した場合に、「市民協働事業」の情報公開や申請母体となる組織や団体のガバナンスチェックをどう保証できるのか。</p> <p>②他自治体の「市民協働事業」をみると、応募条件について「特定の個人や団体の利益につながらないこと」が入っているが、現時点の泊江市の「市民協働事業」には、そういう文章が入っておらず、「公益的な取り組み」をどのように保証していくのか、どのように審査を行うのかが、不明確だと考える。個人の課題と公益の課題の境界線があいまいになる中で、當利を目的とした特定の個人や団体の利益につながらない設計を期待する。</p> <p>③他自治体の事例では、多くの資本を持つ営利企業が、参入していくことも想定され、市民協働事業の実施が目的ではなく、他ビジネスにつなげていくための接点として提案がされていくこともあると思われる。市民が主体ということであれば、全国から応募ができる仕組みではなく、泊江市に事業所があるなど、地域とのつながりを明文化しておくべきと考える。</p>	<p>第28条に基づく団体の登録が市民公益活動事業補助金や市民提案型及び行政提案型市民協働事業を申請する場合に限定されていることから、条例に規定するのではなく市民公益活動事業補助金や市民提案型及び行政提案型市民協働事業のそれぞれの要綱で、申請に必要な書類の一つとして規定し、提出を求めることとします。</p> <p>また、市民提案型及び行政提案型市民協働事業については、特定の個人や団体の利益につながることがないよう規則等で規定します。</p> <p>なお、同事業は、これまでと同様に改正後も団体を対象としており、事業者が応募できるものではありません。</p>
21	第9条 第15条 審議会等の委員 意見の提出期間	第9条、第15条の改正は良いと思う。	—
22	全体 全体	<p>営利目的の事業者・市民を含めようとするこの改悪案はやめてください。この改悪案は市民にとって不安を抱かせる要素が強過ぎる。</p> <p>(事業者を加える) 2条(2)改案は×。改正文では不十分さがある。(市民や事業者にも市民公益活動を行なう市民事業者と限定しなければいけない。)</p> <p>(市から情報提供) 3条改案に×。現行文の方がよい。2条9条改正案に○ 15条改正案に○</p> <p>(市による情報収取と提供) 26条改案に×。団体情報収集と公開をして下さい。</p> <p>(参入機会) 27条改案に×。請負業者となることが考えられるので、参入機会を限定する文がない改案は、市民の為にならない危険大のため。</p> <p>登録28条公表29条廃止×。市民業者を知るために必要</p>	<p>事業者が地域の課題解決や地域貢献の取組への賛同の意思を持って、公益的活動に参加する様々な主体の一つとして市や団体と連携、協働するよう「市民公益活動」（第2条第5号）の条文に「市民、団体及び事業者が行う活動で、営利を目的としないもの」という規定を加えます。</p> <p>また、「事業者の責務」として、「地域社会の一員として、市民公益活動の重要性を理解し、市民協働によるまちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする。」という条文を加えます。</p> <p>第26条の情報環境の整備は、団体の情報に限定せず、市内で市民公益活をするための様々な情報を収集及び提供をするものです。</p> <p>第28条に基づく団体の登録が市民公益活動事業補助金や市民提案型及び行政提案型市民協働事業を申請する場合に限定されていることから、条例に規定するのではなく市民公益活動事業補助金や市民提案型及び行政提案型市民協働事業のそれぞれの要綱で、申請に必要な書類の一つとして規定し、提出を求めます。なお、同事業は、これまでと同様に改正後も団体を対象としており、事業者が応募できるものではありません。</p>

No.	項目		意見の概要	回答
23	全体	全体	改正しなくてはならない立法事実がなく、説明会では現行の条例で特に不都合はないということ。	
24	全体	全体	<p>改定のための「立法事実」が説明できていないため条例(案)に反対する。説明会で立法事実があるかの質問に対し、市の計画の中で様々な主体の連携・協働というのを言っており、審議会からも答申も踏まえて改定している。不都合があったのか、なかったかというと、特段支障が出ることはなかったのではないかと思う。今まで条例に規定してなくて不都合があったのか、なかったのかということではなく、今後様々な主体が連携していくことが必要である。と回答している。</p> <p>市は、営利目的の事業者(法人・個人)とは、協定書を作成して事業を行っており、今まで問題がなかった。条例を改定して、営利目的の事業者も入れて、「様々な主体の連携・協働」をやりたいということだが、市民公益活動を行っている団体と営利目的の事業者(法人・個人)、そして一市民が市と協働事業をするというが、そのようなことが実現できるという確固としたデータも提示されていない。</p> <p>現条例に、「営利目的の事業者(法人・個人)を入れ」ることの必要性はなく、「市との協働だけでなく相互の連携」を実現できる希望的観測はあるが、それを保証する確固としたデータもない。営利目的の事業者(法人・個人)を条例に入れることで、条例運用が難しくなることの弊害のほうが大きくなるのではないかと思う。</p>	<p>市民参加で検討し、市議会で議決をいただきました泊江市第4次基本構想での考え方や審議会からの答申を踏まえて改定するものです。</p>
25	その他	その他	改正案骨子に反対し、市を含めた団体と市民は、条例で決まった事項を遵守する義務を負わせるよう改定することを要求する。市も含めた団体と市民との共同が成立したのに、参加している市民、団体の一部がその決定に異を唱えたり、遵守しなければ、市民参加と市民協働の意味がなくなるため、決定した事項について誠実に実行するという条項を追加すべき。	御意見のような条文の見直しは考えておりません。
26	その他	その他	「市民協働」を担う市民と団体の育成及び支援について、本改正案の背景のひとつには、「市民協働」を担う市民及び市民活動団体の少なさがあるとも考えられるが、では、まちづくりの主役である市民と行政との対等なパートナーシップにおいて「市民協働」に取り組むことのできる市民や市民活動団体をどのように育成し、あるいは支援していくかということは行政の重要な責務であるはずである。連携主体の幅を拡大するために「事業者」を盛り込むことはその根本的な解決法ではなく、あわせて、行政課題として「市民協働」に取り組むことのできる市民や市民活動団体をどのように支えていくかということを忘れてはならないと考える。	市民公益活動事業補助金や市民提案型及び行政提案型市民協働事業について、地域におけるまちづくり活動を応援し、団体の自立や成長につなげができる制度となるよう検討するとともに、市民活動の拠点としての市民活動支援センター機能の充実を図ってまいります。

No.	項目		意見の概要	回答
27	その他	その他	<p>今回改訂の背景に、市民協働事業提案制度などの伸び悩みがあるのであれば、安易に営利企業の導入をはかるのではなく、「市民公益活動」を育てることが本来の姿ではないか。</p> <p>現行の総合基本計画（第4次前期基本計画）では「市民参加・市民協働の推進」施策として①まちづくりに参加しやすい仕組みづくり、②協働の裾野の拡大、③市民活動支援センターを中心とした市民活動の活性化を掲げている。しかし、現実には市民活動支援センターの登録要件が4月から引き上げられ、むしろハードルを高くしています。また高齢者に喜ばれていた高齢者会食会（市民の自主的な団体）がコロナで再開する際突然市から「業務委託しているので、すべての責任、食中毒などの責任一切は実施団体で」と言われ、辞退したと聞いています、これは市民公益活動を行う団体と行政が対等な立場で取り組むという姿勢に背くものではないか。</p>	<p>市民協働の定義の改正とは別に、市民提案型及び行政提案型市民協働事業は、地域におけるまちづくり活動を応援し、団体の自立や成長につなげることができる制度として検討します。市民活動支援センターについては、市民活動の拠点として機能の充実を図るとともに、新たな担い手の掘り起しや、各主体間の連携等を推進できるよう取り組んでまいります。</p> <p>なお、高齢者会食会の御意見につきましては、担当課と情報共有させていただきます。</p>
28	その他	その他	中央図書館の分割・移転について、本条例に沿った手続きを実施すること。	御意見として受け止めさせていただきます。
29	その他	その他	新図書館整備基本構想案決定されたが、誰もが使いやすい図書館をつくるため市民参加、市民協働条例の手続きに則って進めていただきたい。	御意見として受け止めさせていただきます。